	会議録
	丸亀市自治推進委員会(第3回)
開催日時	平成19年1月30日(火) 午前10:00~午前11:50
開催場所	丸亀市役所 本館 2 階第 3 会議室
出席者	(出席委員) 緒方 俊則 鹿子嶋 仁 大山 治彦 菅井 和平
	高橋 幸子 都築 誠 岡本 孝則 熊谷 佳美
	高木 明美 秋山 朋子 岡 千枝 西野 節子
	草薙 勝彦 刎田 鑛造
	(欠席委員)
	岩崎正朔
	(説明のために出席した者)
	企画財政部長 藤岡 郁夫 企画課長 藤田 秀光
	企画課副課長 大喜多 章親 企画課副主幹 重成 れい子
傍聴者	なし
議事の進行	
及び発言の要旨	
	会長のあいさつ
会長	大変寒い中、お集まりいただきありがとうございます。本日は今年度最後の
	委員会であり、パブリックコメントの結果をふまえ条例案の集約を進めていき
	たい。よろしくお願いする。
	議事1) 信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例(案)
	①パブリックコメントについて
会長	昨年12月22日から今年の1月22日にかけてパブリックコメントを行った。
	その実施結果報告を事務局にお願いする。
事務局	事務局の説明
会長	質問や意見はあるか。
 刎田委員	パブリックコメントの意見 NO.1 で「除外されるべき者(暴力団)」を「公共
71H 2A	の利益を害する」としているが、あいまいな表現ではないか。

事務局

暴力団とそのまま記載するのは適切かどうか疑問である。

会長

NPO 法ではどのような表現になっているか。

事務局

「暴力団、暴力団又はその構成員の統制の下にある団体」という表現になっている。

大山委員

「公共の利益」では意味が広くなる。市民活動に暴力団を入れるべきではないと考えるので、NPO 法の表現にあわせてもよいのではないか。

熊谷委員

暴力団以外に公共の利益を害する団体は実在しているので暴力団と限定すべきではない。

事務局

NPO 法には暴力団と表現されているが、暴力団以外の団体も想定できるので 暴力団に限らず、もう少し広い意味で「暴力団など」とする方法もある。

刎田委員

NPO 法に明記されているなら、はっきりと表現すべきである。

会長

第2条(5)に「公益の増進に寄与するもの」という条文から暴力団は該当 しないと読み取れるのだが、あえて明記しようとするならどのような表現がふ さわしいのか。

鹿子嶋委員

第2条(5) エは省いた方がよい。ア、イ、ウは特殊な観点から除外される ものであり、エは「公益の増進に寄与するもの」から当たり前に省かれるもの である。ア、イ、ウとエは根本的に性質が違うのであえて書き加えるべきでは ない。

事務局

ア、イ、ウとエは性質が異なり、違和感があるのは確かである。

会長

事務局で委員の意見を参考に検討してもらいたい。他に意見はあるか。

刎田委員

NO.3 市民団体の運営手法をなぜコミュニティに取り入れて活性化を図るのか理解できない。それと NO.4 コミュニティセンターの使用料の審査基準を説明してほしい。

事務局

自主的な活動に取り組んでいるコミュニティもあれば、行政の下請的な意識を持つコミュニティもある。一方で市民団体は、目的を持って独自に活動している。そのような手法を取り入れることで、コミュニティも今までとは違った活動が期待できると考える。

センターの使用料に関しては、担当課で審査基準を作っている。例えば、コミュニティ活動が目的と認められる場合、また市や教育委員会が主催、共催する場合などは無料、コミュニティ活動の目的以外で使用する場合は有料などとする審査基準を設けている。

熊谷委員

行政側の手法には無駄が多い。テーマ型、有志型の市民団体は行政から離れているだけに団体の目的のために活動を行うことができる。コミュニティは独自性を出すためにも市民団体の手法を取り入れることが必要というふうに幅広く考えたらどうか。

西野委員

コミュニティセンター以外の施設の使用料が旧丸亀と旧綾歌、飯山とでは平等ではない。例えば、飯山学習センターは無料で、丸亀市民体育館は有料である。常々、疑問に感じている。

岡本委員

NO.3 役割についての確認だが、第3条(2)、第6条2でも連携ということがでているが、市民団体の役割の中に市民団体同士だけではなく、様々な組織との連携も役割として入っているのか。

事務局

はい。

岡本委員

実際、事業者と地域との連携は難しいが、こういうところからとっかかりができ、連携が推進できればよい。

高木委員

NO.2 の具体的施策については推進計画で、NO.5 の事業評価については協働 推進マニュアルなどで明記するという説明だが、今後、実施していくというこ とには間違いないか。

事務局

協働を推進するために必要である。

菅井委員

NO.5 の事業評価は、市がある程度深く関わって何か事業をした時の説明責任は当然必要だが、この協働推進条例はコミュニティが独自で活動する趣旨なので、事業評価という言葉はきつい。自治活動が評価される印象を受ける。

熊谷委員

川西地区は事業所を巻き込んで活動をしている。事業所をコミュニティに含めることでコミュニティ活動が活性化するのなら、事業所を加えてもよいと考える。

事務局

事業所もコミュニティを形成する組織の1つである。

また、コミュニティに事業評価という言葉はきついという意見だが、実施後

の振り返りは必要である。それぞれの組織に応じた評価が必要だと考える。

大山委員

NO.2 は条文には書かないが、推進計画などで明らかにするという合意があったことをパブリックコメントの結果公表の際にははっきり文言化すべきである。NO.3 の役割という言葉はきつい。自主的な市民活動には「役割を認識し」というのはそぐわない。

また 5 行目以下の表現については、例えば、双方の運営手法等を取り入れる ことでそれぞれの活動の活性化を図るとか、連携が効果的であるという表現に 変えるべきである。

第 12 条の評価をなぜ実績評価にしているのか。実績評価と事業評価を使い 分けしているのか。

事務局

役割の表現はもっと分かりやすくしたい。第 12 条の実績評価に関してはふ さわしいかどうか検討したい。

事務局

前回、前々回の会議での意見、パブリックコメントの意見を基に作成した条例 修正案について事務局より説明

会長

意見や質問はあるか。

鹿子嶋委員

「努めなければならない」という言葉が 13 ヶ所ある。市民、コミュニティ、市民団体、事業者においてこの表現は理解できるのだが、第 8 条以降の市に関する条文での使用が多いのが気になる。特に第 9 条では「取り組むものとする」とあるのに(1)から(4)ではさらに「努めるものとする」と 2 段階で拘束している。(1)から(4)まで(5)のような表現にしたらどうか。

事務局

(1)から(5)までの表現方法はバランスが悪い。表現方法を検討したい。

高橋委員

(1) から(4) までの「努める」を除いたらよいのではないか。

事務局

全体のバランスを考えて語尾を検討したい。

菅井委員

コミュニティの役割と市民団体、事業者の役割で書き方が異なる。コミュニティには修飾語もついて詳しく述べられている。条文でこのように区別されて書かれていることに違和感がある。

大山委員

これは条例の成り立ちと関係がある。この条例は市民活動促進条例としての側面と行政と市民活動の協働のルール化の条例としての側面がある。この条例では市民活動のあり方と行政と市民活動とが協働するときの関係性を規定しな

ければならない。実際、コミュニティは市民団体の中にあるものだが、丸亀市 はあえてコミュニティを市民団体とは別に位置づけたため、このような差がで たのである。仕方ないことだと理解している。

第8条3で「努めなければならない」にした理由はあるのか。行政側は「しなければいけない」という表現にすべきだと意見を主張してきたのだが。

第5条2は主語がない。「コミュニティは」が必要なのではないか。

事務局

第8条3は「しなければならない」に変えたい。第5条2に関しては1項で「コミュニティは」と記述しているので重なってしまう。しかし、第6条では1,2項ともに記述しているので例規担当と相談のうえ、表現方法を統一したい。

秋山委員

現在のコミュニティは市民団体との関係はなく、無駄な会も多く、活動もそこそこである。コミュニティと市民団体とには大きな差があるので、条文に「相互に連携を」という表現を入れてほしい。そして行政がコミュニティと市民団体のパイプ役になり、お互いの連携を深める努力をしてほしい。

高木委員

条文には記載されないが、「マニュアル、推進計画等で取り組む」という市の 考え方をパブリックコメント結果と議事録に明記していただけるのか。

事務局

はい。

高橋委員

飯山北コミュニティに所属しているが、今まで行政がしていたことがすべて コミュニティに下りてきている。大変である。

秋山委員

第9条(2)の人材育成はどのような人を対象にどのように行うのか。

事務局

地域づくりは人づくりである。研修等を行い、団塊世代を視野に入れ地域の リーダーを育成する。また現在コミュニティで活動している人を対象にした地 域づくりの研修等も行いたい。

草薙委員

第9条に関して、飯山南コミュニティは各部ごとに活動しているが、それぞれの部が個々に他のコミュニティと連携することもありうるのか。

事務局

個別活動もすべて網羅されている。

②答申について

事務局

委員会の意見をもとにとりまとめた答申書を会長、副会長に一任いただくことでよいか。内容が調整できしだい、委員には報告させていただきたい。

<了解>

議事2) 丸亀市審議会等の委員の公募に関する条例 (案)

①パブリックコメントについて

会長 この条例 (案) も昨年 12 月 22 日から今年の 1 月 22 日にかけてパブリックコ

メントを行った。その実施結果報告を事務局にお願いする。

事務局 事務局の説明

会長質問や意見はあるか。

を説明してほしい。また、公募委員の定数を増やす方向で考えてほしい。

事務局 現在は、公募委員の定数を最低1割でスタートさせ、今後の状況を見て対応

したい。

会長 他に意見はあるか。なければこの条例(案)は原案どおりとする。

②答申について

事務局 原案どおりということで答申する。今後は市長への答申後、庁内決定を行っ

たうえで、3月定例会に提案いたしたい。

議事3) その他

事務局 今回の自治推進委員会で審議した案件は2件であるが、これについては本日 の会で審議を終了する。今後の委員会開催については、あらたに審議する事案

や報告する事案が生じたとき案内させていただく。

部長部長あいさつ

委員の皆様には、大変忙しい中、出席いただきありがとうございました。これから二つの条例案を答申し、議会に提案していくが、提案するからには議員 全員の賛成で成立するよう十分に説明いたしたい。

今後とも本市の自治推進にご指導賜りますよう、よろしくお願いする。本日

はどうもありがとうございました。